

障害者差別解消法周知イベント まちなかまつり 「多様性文化祭」

障害者差別解消法施行8周年
ダイバーシティな文化祭

日時 令和6年4月20日(土)
21日(日)
10:00~17:00

会場 姫路駅北にぎわい交流広場

障害チンドン、ダンス、姫路の中心
で愛を叫ぶ、福祉用具紹介など…



あなたが生きやすい社会は
みんなが生きやすい社会
少数派と言われる人も、しんどい人も
みんな出てきてつながろう

主催 姫路市
企画制作 障害者差別解消法ネットワーク

背景イラスト おしだゆき
チラシ作成 なるみ堂

連絡先 090-7098-8649(村上)

障害者差別解消法が改正されました

障害者差別解消法とは？

行政機関や民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすため、平成28年4月1日に施行された法律です。障害のあるなしに関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障害者差別解消法では、行政機関による障害がある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供※」を義務とし、事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」を義務としていました。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務になりました。

※合理的配慮の提供…障害のある人から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くため何らかの対応を必要としているという意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案するなど、理解を得るよう努めることが必要。



障害者とは？

この法律でいう「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体の働きに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会的障壁※によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

※社会的障壁…障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物、制度、慣行、観念のこと

事業者とは？

この法律でいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う者をいい、個人事業者やボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。また、対面やオンラインなどサービスの提供形態も問いません。

障害者差別解消法で、一般の住民の皆さんに課せられる義務や罰則はありません。

ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考に助け合いましょう。

障害のあることを表示するマークをついている自動車に気づいたら幅寄せや割込みはない。（道路交通法でも禁止）



視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。



駐車場の障害者等用駐車スペースには、必要のない人は駐車しない。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。



聴覚障害のある人と会話をするときは、手話や筆談、状況に応じて口元が見えるように話す。



意思を伝えあうために、イラストや写真、タブレット端末などを使用する。

